

公共建築工事積算基準類の改定について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

1. はじめに

官庁営繕事業に関する積算関係基準は、総括的な基準となる「公共建築工事積算基準」の他、設計図書から数量の計測・計算方法を定める「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」、標準歩掛や市場単価の取り扱い等の単価および価格の算定に関する事項を定める「公共建築工事標準単価積算基準」、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の算定方法を定める「公共建築工事共通費積算基準」、工事費内訳書の標準となる書式を示した「公共建築工事内訳書標準書式」、製造業者等から適正な見積価格を得るための見積書式の基本的な構成や記載項目等を示した

「公共建築工事見積標準書式」から構成され、これらの積算関係基準は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において統一基準として決定され、国土交通省のほか各府省庁においても運用されている（図－1）。

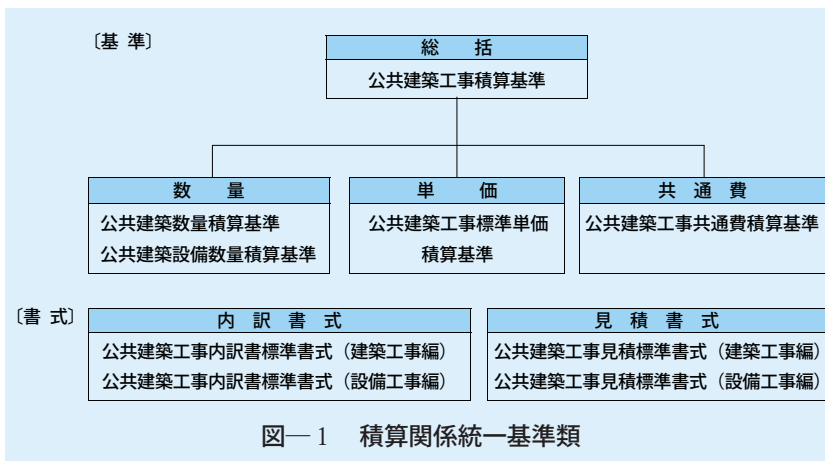
今般、公共建築工事内訳書標準書式、公共建築工事見積標準書式および公共建築工事標準単価積算基準を改定し、平成24年度から運用を開始したところである。以下にこれらの改定内容について紹介する。

2. 公共建築工事標準単価積算基準

本基準は、公共建築工事の工事費積算（内訳書作成）に用いる単価および価格に関する基本事項

を定めているもので、単位工事量当たりの材料、労務、機械器具等の標準的な所要量を数値として表した標準歩掛や市場単価等の扱いを示したものである。

本改定では、土木基準の改定に同期したもので、市場単価の調査対象品目変更への整合、営繕関係の基準等で使用されている名称や用語等との整合を行った



(表一)。

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり又は日当たりの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量（歩掛）について工種ごとにとりまとめたもので、本基準において土木工事標準歩掛の一部をそのまま引用している部分がある。

今般、その引用部分である建設発生土運搬の日当たり施工量を表すダンプトラック運搬日数が変更されることから、本基準においても当該日数を土木工事標準歩掛と同値となるよう変更した。

次に、市場単価については平成11年度から導入を始め、現在18工種40分類の単価が市場単価へ移行している。価格調査は経済調査会および建設物価調査会が実施しているが、調査対象品目のうち、塗装工事などの一部で仕様等の変更を行ったことから、本基準においても対象品目の名称等の整合を行った。

また、前回の改定時（平成23年3月）から現在までに他の営繕関係の基準類や日本工業規格（JIS）等が改定され、資機材の名称等の変更が行われたことから、名称等の整合を行った。

3. 公共建築工事内訳書標準書式

国等が発注者である場合は、会計法ならびに予算決算及び会計令により定められた予定価格の作成に際し、「予定価格の算出の基礎を明らかにした書類」として、工事費内訳書を作成する。

本書式は、公共建築工事の工事費内訳書を作成するに当たり、積算業務の担当者はもとより積算業務を外注した際の受注者が的確かつ効率的な積算業務が実施できるよう、その構成などを定め、標準となる書式を示したものであり、他の統一基準と同様に平成15年3月に制定されたが、現在まで9年以上改定されていなかったことから、本書式について今般見直しを行った。なお、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目内訳書および細目別内訳書から構成されるなどの基本的事項は、変更

しない。

本改定では、関係省庁や地方整備局の営繕積算の担当者から意見を聴取しつつ、使用頻度の低い項目の削除や使用頻度の高い項目を追加するとともに、営繕関係の基準である公共建築工事標準仕様書等で使用されている名称、用語等との整合などを図った（表一2）。

4. 公共建築工事見積標準書式

本書式は、製造業者等から適正な見積価格を得るための見積書式の基本的な構成や記載項目等を示したもので、本書式も他の統一基準と同様に平成15年3月に制定されたが、現在まで9年以上改定されていなかったことから、本書式について今般見直しを行った。

本改定では、見積の作成実態に合わせた記入欄等の削除や追加、使用頻度の低い書式や項目の削除、使用頻度の高い書式や項目の追加、営繕関係の基準等で使用されている名称や用語等との整合などを行った（表一3）。

まず、見積作成者である製造業者や見積依頼者である関係省庁、地方整備局の営繕積算の担当者からの意見聴取に基づいて、太陽光発電装置、映像・音響装置、中央監視制御装置、マルチパッケージ形空気調和機（ガスヒートポンプ）、ヒートポンプ給湯機の書式を新規に作成し、風呂釜、油圧式エレベーター、ダクトファンなど使用頻度が低い書式を削除した。

さらに、エレベーターの見積書式においては巻き上げ機、受電・制御盤、かご等の付属機器類も機器ごとに価格記入欄を設けていたが、見積作成者（製造業者）は、主要資材、機器を含めた一式で金額を算出することになり、実態の伴わない価格の記入を防ぐため、一部の付属機器類の記入欄を削除するなど、従前の見積書式について内容の見直しを行った。

なお、前述の積算関係基準についての詳細は、

国土交通省官庁営繕部のホームページにてご確認ください。

ホーム>>政策・仕事>>官庁営繕>>官庁営繕関係統一基準)

(国交省ホームページ<http://www.mlit.go.jp/>の)

表一 公共建築工事標準単価積算基準 改定部分対比 (抜粋)

第2編 建築工事 第1章 新営工事

第2節 土工

別表 A1-2-4-1 ダンプトラック運転日数 (D)

積込機械:バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラー型0.8m²

DID区間有り 運搬距離 (km) 14.0以下

運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下	3.0以下	3.5以下	5.0以下	6.0以下	7.0以下	8.5以下	11.0以下	14.0以下	19.5以下	31.5以下	60.0以下
改正前	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.0	2.3	2.6	3.0	3.6	4.5	6.1	9.1
改正後	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

第17節 塗装

表A1-17-1 抜粋

	細目	下地調整等	塗装種別	作業工程	単位
改正前	2-FUE塗り	鉄鋼面		2回	m ²
改正後	DP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面	1級		m ²

表二 公共建築工事内訳書標準書式 改定部分対比 (抜粋)

公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編)

科目別内訳 V. 植栽

改正前	名	称	改正後	名	称
—	—	—	1. 植栽	—	—
—	—	—	2. 屋上緑化	—	—

細目別内訳 I. 庁舎 5. コンクリート

改正前	名	称	改正後	名	称
—	温度補正	—	構造体強度補正	—	—

公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)

電気設備工事 科目別内訳 I 庁舎

改正前	名	称	改正後	名	称
4. 避雷設備	—	—	4. 雷保護設備	—	—
6. 静止形電源設備	—	—	6. 電力貯蔵設備	—	—

機械設備工事 科目別内訳 II 屋外

改正前	名	称	改正後	名	称
—	—	—	3. ガス設備	—	—
3. し尿浄化槽設備	—	—	4. 浄化槽設備	—	—

表三 公共建築工事見積標準書式 改定部分対比 (抜粋)

様式の追加・削除

公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)

電気設備工事編			機械設備工事編		
追加	様式 7 太陽光発電 様式 10 映像・音響装置 様式 18 中央監視制御装置		追加	様式 13 マルチパッケージ形空調和機 (EHP・GHP) 機器 様式 60 ヒートポンプ給湯機	
		削除	旧様式13 水冷式パッケージ形空調機 旧様式40 ダクトファン 旧様式49 鋼板製パネルタンク 旧様式54 加湿用補給水タンク	旧様式58 蒸気発生器 旧様式67 風呂釜 旧様式75 油圧式エレベーター	

様式の記載内容の修正等 (代表的なもの)

公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)

鉄骨工事	金属製建具工事	木製建具工事	植栽工事	とりこわし工事
------	---------	--------	------	---------

公共建築工事見積標準書式 (設備工事編)

電気設備工事編		機械設備工事編	
様式 2-1 照明器具		様式 7 冷凍機 (遠心冷凍機, スクリュー冷凍機)	
様式 3-3 制御盤		様式12 空冷式パッケージ形空調機	
様式 8 構内交換装置		様式16 ユニット形空調和機	
様式 9 時刻表示装置		様式57 ガス瞬間湯沸機	
様式15-1 自動火災報知装置		様式65 エレベータ設備	